

川崎市入札契約に関する共通事項（工事・交通局・一般競争入札）

川崎市交通局競争入札参加者心得及び各案件の発注情報詳細に定める入札参加資格等のほかに、次のとおり入札契約に必要な共通事項を定めます。

1 入札参加資格

一般競争入札参加資格については、「発注情報詳細」において明示します。

2 入札参加申込書等の提出方法・期間

（1）提出方法

一般競争入札参加資格確認申請書（案件固有の様式）及び下記3の書類は、次の場所に提出してください。なお、これらの書類の郵送での提出は認めません。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階

（2）提出期間

「入札公告」の公表日から申請申込締切日まで。

（開庁時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、午前12時から午後1時を除く。）

※共同企業体による入札参加申込については、上記によらず、「発注情報詳細」において明示する手続きによるものとします。

3 入札参加申込を行う時に必要な書類

入札参加申込を行う時に必要な書類については、「発注情報詳細」において明示します。

4 設計図書類について

設計図書類の入手方法については、「発注情報詳細」において明示します。

5 一般競争入札参加資格の喪失

「発注情報詳細」に記載している「一般競争入札参加資格」の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

3の書類を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

7 仕様書等の積算に関する質問・回答

所定の質問書を提出することにより、仕様書等の積算に関する質問ができます。

※電子入札システムによる質問回答機能は利用できません。

詳細については、確認通知書に添付されている質問書を御覧ください。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札書及び積算内訳書の提出

郵便入札によります。詳細は「川崎市交通局郵便入札実施要綱」及び「郵便入札の実施について（お知らせ）」を御覧ください。

また、入札額に相応する積算額が記入されている積算内訳書を、入札、再度入札の際に入札書（確認通知書に添付）と同封してください。

積算内訳書の様式は確認通知書と合わせてメール又は FAX にて送付します。

(2) 入札予定日時等

「発注情報詳細」において明示します。

(3) 入札書送付先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

(4) 開札場所 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について一般競争入札参加資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「川崎市交通局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を御覧ください。

(2) 配置予定技術者届等の提出

落札候補者は配置予定技術者届等の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者は、「発注情報詳細」に記載の契約事務担当に下記10の書類を遅くとも電話連絡の翌開庁日正午までに提出してください。

- (3) 類似工事施工等実績確認（申請）書等の提出 ※「類似工事施工等実績」を参加資格としている案件のみ提出

入札参加資格において、「類似工事施工等実績」を参加資格としている案件については、落札候補者は類似工事施工等実績確認（申請）書の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者は、「類似工事施工等実績確認（申請）書」（案件固有の様式）と工事实績を確認できる書類を「発注情報詳細」に記載の工事担当課に提出し、確認を受けてください。工事实績を確認できる書類としては、「発注情報詳細」の「6 一般競争入札参加資格に記載の類似工事实績」の条件を満たす事項を確認することができる契約履行証明書、契約書・協定書・設計書等の写し（契約内容に変更があった場合は最終変更まで確認できるもの）・コリンズ登録データ（竣工時データ）等が必要になります。なお、これらの書類においては、「発注情報詳細」の「6 一般競争入札参加資格」に記載の類似工事实績の条件を満たしていることだけでなく、受注から完工までを確認できることが必要です。

- (4) 入札の無効

- ア 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。
- イ 添付又は提出した積算内訳書に不備等のある場合は無効となる場合があります。
- ウ 設計書等の購入が確認できない者の入札はこれを無効とします。

（設計図書の電子化実施対象案件を除く）

- (5) 設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て

設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、「発注情報詳細」に記載の「1.3 工事担当課」を御覧ください。

※積算疑義申立て制度の詳細については、交通局ホームページ「企業情報—入札情報—契約関係規程等」の「川崎市交通局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

10 落札候補者が提出する書類について

- (1) 配置予定技術者届

配置予定技術者届（第1号様式その1）（案件固有の様式）を1名分提出してください。

- (2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類

- ア 監理技術者の場合

配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証（両面）」及び「監理技術者講習修了証（両面）」の写し

※同証で雇用関係が確認できない場合、健康保険被保険者証等の雇用関係を確認できる書類を同時に提出してください。

- イ 主任技術者の場合

配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、又は建設業法第7条第2号イ、ロ、ハの条件を満たす主任技術者経歴証明書（第2号様式）（案件固有の様式）。

- (3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し）

健康保険被保険者証の写しを提出できない者は下記の書類の写し

- ア 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し
- イ 年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ウ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し
- エ その他雇用関係が確認できる書類

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）

※配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください。

（4）下請契約に関する誓約書（第3号様式）※必要な場合のみ提出（案件固有の様式）

※一般建設業の許可を受けている者が受注する場合、下請契約の請負金額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となることは、法令上認められていません。

※特定建設業の許可を有していて監理技術者を配置する場合は不要です。

※請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は不要です。

※一般競争入札参加資格において、特定建設業許可が求められている場合、請負金額及び下請契約の請負金額に関わらず、一般建設業許可をもって特定建設業許可に代えることはできません（「発注情報詳細」で「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業許可でも可とする記載がある場合を除く）。

また、一般競争入札参加資格において、監理技術者の配置が求められている場合、請負金額及び下請契約の請負金額に関わらず、主任技術者の配置をもって監理技術者に代えることはできません（「発注情報詳細」で「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とする記載がある場合を除く）。

（5）類似工事施工等実績確認（申請）書

上記9（3）のとおり。

（6）監理技術者補佐の配置予定技術者届等（※特例監理技術者を配置予定の場合のみ提出）

- ア 配置予定監理技術者補佐の配置予定技術者届（第1号様式その3）（案件固有の様式）
- イ 配置予定監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）

ウ 配置予定監理技術者補佐の雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証等）

※特例監理技術者を配置する予定がある場合は、配置予定の当該監理技術者を既に配置している別の工事の工事監督部署に対し、その旨事前に説明を行うようにしてください。

※特例監理技術者が2現場を兼任するにあたって、各現場に監理技術者補佐を専任配置していないと建設業法違反となりますので、御注意ください。

- (7) 上記(1)から(6)の他に必要な提出書類については、「発注情報詳細」の「10 落札候補者が提出する書類」において明示します。

1.1 契約手続等

「発注情報詳細」を参照してください。

1.2 下請負人の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者を下請負人とした場合は、契約違反となる場合がありますので御注意ください。

※平成31年4月1日から、制限の対象を1次下請負人に限らず「全ての下請負人」に拡大しておりますので御注意ください。

1.3 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。これらは、交通局ホームページ「企業情報—入札情報—契約関係規程等」等で閲覧できます。
- (3) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管理部契約課になります。
- (4) 「案件固有の様式」と記載のあるものは、各案件の入札公表ページ内「案件固有書類へのリンク」からダウンロードすることができます。
- (5) 週休2日制確保モデル工事の試行対象に該当するかについては、個別案件の仕様書を御確認ください。

※「川崎市週休2日制確保モデル工事試行実施要領」については、下記を御覧ください。

URL: <https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000105342.html>

- (6) 参考資料として「【参考資料】積算入力データリスト」を添付している工事設計書の場合、「登録単価」は市で公表していない単価や物価資料に掲載のない単価等を明示しています。（添付していない場合もあります。）「【参考資料】積算入力データリスト」は、工事設計書の設計内容を明確にするため、積算システムに入力した積算情報を参考として掲載したものであります。また、摘要欄に記載されているシステム記号等については、システム構成上、標準的なものを表示しています。
- (7) 公告後、契約締結までの間に、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その中止をしなければ適切な契約手続とならないと認められ、中止された案件については、当該案件に参加するために設計図書類を購入した者に対して、その購入代金を市が

負担します。ただし、中止の原因が本市の責めによるものに限りします。（設計図書の電子化実施対象案件を除く。）

- （８）指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱

（下請等の禁止）

第 7 条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。